

判決要約

No. 327

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

<p>327 -1</p>	<p>被告がウェブサイト上でドメイン名「tabitama.net」を使用する行為は、原告の登録商標「旅のたまご」及び「たびたま TABITAMA」の商標権を侵害しない</p>	<p>ドメイン名 役務の提供に伴う情報提供 広告</p>
	<p>1. 平15(ワ)21451号(東地46民) 2. 平17.3.31(棄却) 3. (株)バーチャルネットサポート 4. (株)サン・メルクス 5. 商標4442501号, 4442502号 6. (1) 事案の概要: 原告は、「旅のたまご」の名称でウェブサイトを開設し、ホテル、旅館、格安ツアーの紹介、検索及び予約のサービスを提供しており、登録商標①「旅のたまご」(役務の区分 第35類(広告))及び第42類(宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ)等及び登録商標②「たびたま TABITAMA」(役務の区分 第35类等)を有している。被告は、「旅んこ玉っち」の名称でウェブサイトを開設し、ホテル、旅館の予約サービスを行っている。原告は、被告がウェブサイトのドメイン名として「tabitama.net」を使用していることは、原告の有する各商標権を侵害する旨を主張し、被告のドメイン名の使用の差止め及び損害賠償を求めた。 (2) 争点: 争点1 被告によるドメイン名の使用は、本件各登録商標の指定役務又はこれに類似する役務についての使用に当たるか。 争点2 被告ドメイン名は、本件各登録商標と類似するか。 (3) 判決理由の要点: (争点1)「宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」の業務に伴い、宿泊施設の名称、所在地、設備の内容、宿泊値段、サービスの内容等の情報を顧客(宿泊施設利用者)に対して提供する行為は、第42類の役務の内容に含まれるものとして、第35類の「広告」に該当せず、ま</p>	<p>た、これに類似もしない。このような「宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」の業務を行うに際して、宿泊施設に関する情報を顧客に対して提供することは、顧客が当該宿泊施設と契約を締結するかどうかを判断するために必要な情報を提供するものであって、当該業務を行うに当たって必然的に伴うものとして、当該役務の一部を構成するものであるからである。「契約の媒介又は取次ぎ」の役務を業とする者は、情報提供の結果、宿泊施設の提供の契約が締結された場合に初めて契約当事者から対価の支払いを受けるもので、広告物揭示者が広告に係る商品ないし役務に関して顧客との間で具体的な契約が締結されたかどうかにかかわらず広告物の揭示により情報提供を行うことの対価として報酬を受領するのとは異なる。 争点2 被告ドメイン名中の要部に該当するのは、「tabitama」の部分である。この部分からは、「ティーエービーアイティーエーエムエー」又は「たびたま」の称呼を生ずるが、観念としては特定の観念を生じない。本件登録商標①(旅のたまご)については、全体を一体として要部として類否判断を行うべきものであり、「たびのたまご」の称呼を生ずる。本件登録商標①からは、「旅行中に食する鶏卵」、「旅立ちを誘う原因となる出来事」といった観念を生ずる。そうすると、被告ドメイン名は、本件登録商標①と外観、称呼、観念のいずれも類似しない。 (商37条1項, 36条1項) 重要度☆☆ (高瀬 彌平)</p>
<p>327 -2</p>	<p>原告商標「ESI [tronic]」が引用商標「AS TRONIC」に類似すると判断した拒絶審決を破棄した審決取消請求事件</p>	<p>類似、識別力</p>
	<p>1. 平17(行ケ)10225号(東高3知) 2. 平17.4.13(認容) 3. エレクトロ サイエントフィックインダストリーズ インコーポレイテッド 4. 特許庁長官 5. 国際登録750333A号 6. (1) 事案の概要: 「ESI [tronic]」(本願商標)の文字商標につき9类等(自動車及び動力車産業に関するデータ等)を指定商品又は指定役務とし、ドイツにおいて登録となった基礎登録に基づき商標法68条の9第1項により日本国における商標登録出願とみなされた出願について、本願商標は、「AS TRONIC」の文字を書してなる引用商標と「トロニック」の称呼を共通にすることをもって商標法4条1項11号に該当するか否かが争われた。 (2) 原告の主張: 商標の後半部分に「tronic」、「トロニック」等の文字を含む商標は、極めてありふれたものであり、当該部分は十分な識別力が認められないから、本願商標又は引用商標から「トロニック」という独立した称呼が生じることはない。仮に本願商標又は引用商標から「トロニック」の称呼が生じ、この点で共通するとしても、両商標は、外観及び観念において著しく異なり、現実の取引においても混同を生ずるおそれは存在しないから、本願商標と引用商標とは類似するものではない。 (3) 被告の主張: 「ESI」と「tronic」各文字は、視覚上分離して把握されるばかりでなく、後半の「tronic」の文字部</p>	<p>分が角かっこで囲まれていることにより、強調し独立して認識されるものというべきであるから、外観上、両文字部分は、個々に独立して識別標識としての機能を果たし得るものである。本願商標の「tronic」の文字部分と引用商標の「TRONIC」の文字部分は、アルファベットの小文字と大文字の差異を有するものの、綴り文字を同じくするものであって、外観上も似た印象、連想等を生じさせるおそれがあるというべきであるから、外観上の差異が両商標の類否を検討する上で大きな影響を及ぼすものとみることができない。 (4) 裁判所の判断: 「トロニック (tronic)」は、英語の辞書に記載されていないが、「エレクトロニック (electronic)」の「トロニック (tronic)」に由来するものとみることができ、自動車の部品・機構に関連する名称の造語要素としても汎用されていることが認められるのであって、少なくとも電子機器あるいは自動車関連分野においては、「トロニック」、「tronic」等の語それ自体は、さほどの識別力を有しないものとみるのが相当である。「tronic」の語が他の語の後に続けて接尾語的に使用される例が多くみられ、それ自体に独立した識別力があるといえないことからすれば、「tronic」が角かっこ ([]) で囲まれていることを考慮しても、本願商標から「tronic」の部分のみを取り出して「トロニック」の称呼を生じさせるとみることには無理があるといわなければならない。被告の主張は採用できない。 (商4条1項11号, 68条の9第1項) 重要度☆☆ (岡田 淳平)</p>

327-3	<p>被告登録商標とは類似しない原告標章を付した原告製品の販売は、被告商標権を侵害しないとして、被告に対する不正競争による虚偽事実の告知、流布行為の差止め及び損害賠償の請求が認容された</p>	<p>禁止標識図と動物図形の慣用、虚偽の事実を告知・流布行為、不正競争行為と故意又は過失</p>
<p>1. 平16(ワ)5713号「第1事件」(大地21民) 平16(ワ)7661号「第2事件」(大地21民)</p> <p>2. 平16.11.11(認容)</p> <p>3. 大阪ガスケミカル(株)</p> <p>4. アイ・ビー・アール(株), P1, P2, P3</p> <p>5. 商標4126282号</p> <p>6. 第1事件について</p> <p>判示事項1: 原告標章(原告表示)と被告登録商標との類否について 被告登録商標は、図形のみからなり、原告製品(シロアリ防除剤)の表示の自他識別機能を生じる図形(原告表示)の部分をもって、被告登録商標と対比するのが相当であるから、被告登録商標と原告表示の類否について検討する。</p> <p>被告登録商標と原告表示は、全体の構成において、禁止標識図と擬人化された虫の図を重ね合わせている点で共通する。しかし、禁止標識図と虫などの動物を意味する図形を組み合わせ、図形に象徴される物や行為を禁止し、忌避し、又は防除する意味を表すことは、広く慣用されており、また、様々に擬人化された虫と禁止標識図を組み合わせた標章が様々な業者に使用され、商標登録されている。</p> <p>そこで、被告登録商標と原告表示について、禁止標識図と組み合わせた虫の図の外観を対比するに、両者は、頭全体の形及び目が異なることにより、虫の図の顔の印象が大きく異なっている。また、手足の態様に違いがあることから、前者の虫の図は、円環から逃れ出ようとする動的な印象を与えるのに対し、後者の虫の図は、円環に寄りかかるように静的な印象を与え、動作の様子が大きく異なる。</p> <p>このような外観の違いから、原告表示(又は原告標章)は被告登録商標に類似せず、原告表示を付した原告製品の販売等は被告商標権を侵害しない。</p> <p>判示事項2: 被告の告知行為等と不正競争行為の該当について 原告製品の製造販売を業としている第1事件原告(第2事件被告。以下、「原告」という。)と第1事件被告(第2事件原告。以下、「被告」という。)は競争関係にあること。そ</p> <p>ここで、被告は、平成16年4月28日以降、原告製品の納品先(各小売店)に文書で原告製品の販売が被告商標権を侵害している旨述べ、原告製品の店頭からの撤去を求め、各小売店にも損害賠償請求に及ぶ旨示唆したことから、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為として、不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争に該当するというべきである。</p> <p>判示事項3: 被告の不正競争行為における故意又は過失について 原告は、被告に対し平成16年4月28日付け回答書で原告標章の使用が被告商標権を侵害しない旨ファックスするとともに、内容証明郵便をもって送付し同月30日被告に到達した。</p> <p>しかし、被告は、同月28日以降、前記の告知行為等不正競争に該当する行為に及んだものである。このような事実を鑑みると、被告には、不正競争を行うにつき故意又は少なくとも過失があったものと認められる。</p> <p>第2事件について</p> <p>原告表示(又は原告標章)は被告登録商標に類似せず、原告表示(又は原告標章)を付した原告製品の販売は被告商標権を侵害しない。したがって、被告商標権の侵害を理由とする被告の請求はいずれも理由がない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>原告標章目録</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>被告登録商標目録</p>  </div> </div> <p>(不競法2条1項14号, 3条1項, 4条) 重要度☆☆ (信太 明夫)</p>		
327-4	<p>ポリエステル特許が異議申立てで取り消されたため(進歩性なし)、引用文献の記載の誤り、基礎資料としての不適格性等を主張して取消訴訟を提起したが棄却された</p>	<p>明らかに誤った記載、資料としての適格性、追試不能、相対粘度</p>
<p>1. 平17(行ケ)10180(知高3)</p> <p>2. 平17.4.27(棄却)</p> <p>3. イーストマン ケミカル カンパニー</p> <p>4. 特許庁長官</p> <p>5. 特許3229321号, 異議2002-71283号</p> <p>6. (1) 低分子量ポリアミドを添加した風味保持性の改良されたポリエステル組成物に関する本件特許につき特許異議申立がなされ、刊行物1に低分子量ポリアミドが示唆されているとの理由により進歩性なしとして取り消された。そこで、該決定の取消を求めたのが本事件である。</p> <p>(2) 記載事項認定の誤りとして、(a)ポリアミドの低分子量の根拠とされた刊行物1の「相対粘度0.4乃至4.5の範囲」の記載は、定義からみて0.4という数値はありえず、明らかな誤りの記載であること、(b)刊行物1には末端アミノ基が多ければアセトアルデヒドの捕捉が大きいことが示されていると認定しているが、それは実施例1-3と実施例4の結果を比較して導かれたものであり、該実施例4は本件発明とは異なるタイプの重合脂肪族ポリアミドの試験結果を示したものであること、(c)刊行物1で使用されるポリアミドは「フィルム形成性」を有すると記載され、決定ではこれをフィルムとしての形成が可能なものをも意味すると解しているが、該「フィルム形成性」とは単独でフィルムとして形成し得る程度の強度を備えていることをいい、高分子量のポリアミドを示唆すると主張された。</p> <p>また、(d)低分子量ポリアミドを示唆する箇所はすべて刊行物1の実施例4に根拠を置くものであり、該実施例4には内容(相対粘度の記載)に誤りがあり追試・確定できないから進歩性判断の基礎資料としての適格性を欠くとの主張もなされた。</p> <p>(3) 裁判所は、特許庁側の主張を認めて原告の請求を棄却した。すなわち、(a)相対粘度の下限値は誤りであるものの、決定では該相対粘度の記載だけでなく、ポリアミドの末端アミノ基が多ければアセトアルデヒドの捕捉が大きいことが示唆されている点なども根拠としていること、(b)前記示唆は刊行物1の複数の記載事項(末端アミノ基濃度の記載やそれを分子量調節等で調節する等の記載)から容易に知りえるものであり、必ずしも引用発明の実施例から導き出されたものではないこと、(c)引用発明のポリアミドはアセトアルデヒド濃度低下剤として使用され、使用濃度も微量であるから単独でフィルム形成能を保有する必然はないこと、(d)決定では実施例4のみに基づいて進歩性を判断したのではなく、相対粘度の下限値に誤りがあるからといって、刊行物1の他の技術内容までも判断資料としての適格性を欠くことにはならないとした。</p> <p>(特29条2項) 重要度☆ (田村 正)</p>		

327 -5	NHK 大河ドラマの放映が控訴人らの著作権及び著作者人格権を侵害するものと認め ることはできないとして請求が棄却された	著作権，翻案権，著作者人格権， 氏名表示権，同一性保持権，権利侵害
-----------	--	--------------------------------------

1. 平 17 (ネ) 10023 号 (知高 2)
2. 平 17. 6. 14 (棄却)
3. A, B
4. 日本放送協会, C
6. **事案の概要**：本件は，昭和 29 年に東宝株式会社が D 監督の下で製作した劇映画「七人の侍」に関し，同監督の相続人である控訴人兩名が，同映画とその脚本に対して有していた著作権（翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権と同一性保持権）に基づき，被控訴人日本放送協会が放送を開始した NHK 大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の第 1 回放映分が前記著作権等を侵害したと主張して，同ドラマの製作者である被控訴人日本放送協会及び同ドラマの脚本を執筆した被控訴人 C に対し，番組の複製・上映等の差止め等及び損害賠償金 1 億 5400 万円の支払等を請求した事案である。原審の東京地裁は，第 1 回放映分は控訴人らの著作権及び著作者人格権を侵害するものではないとして，控訴人らの請求をいずれも棄却したので，控訴人らはこれを不服として本件控訴を提起した。

判示事項：(1) 控訴人らは，対象となる原著作物が著名である場合には，それが無名の著作物である場合と比べて，翻案との類似度が低くても，「感得」の要件が満たされると判断すべきであると主張する。しかしながら，「翻案」とは，既存の著作物に依拠し，かつ，その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ，具体的表現に修正，増減，変更等を加えて，新たに思想又は感情を創作的に表現することにより，これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいうところ，

著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得するものであるか否かも，対象となる原著作物が著名であるか否かによって差異があるということではできないから，控訴人らの上記主張も採用することができない。

(2) また，控訴人らは，不正競争防止法 2 条 1 項 2 号の趣旨を引用して，「七人の侍」の著名なストーリー及び象徴的場面を盗用した被控訴人らの行為は，「七人の侍」が有している顧客吸引力にフリーライドし，控訴人らの名声を害する不正競争の行為であるなどとも主張する。しかしながら，不正競争防止法は，著作権法とは，その立法趣旨，保護対象等を全く異にするから，不正競争防止法 2 条 1 項 2 号の趣旨が著作権法に関する紛争である本件に及ぼされるものということではできない。

(3) 控訴人らは，原判決が相違するとした点は，いずれも「はめ込み型模倣」ないし「象徴場面型模倣」の当然の帰結にすぎない等と主張する。しかしながら，「七人の侍」と「武蔵 MUSASHI」を対比すると，いくつかの類似点ないし共通点が認められるが，これらはいずれもアイデア等，表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって，後者の表現から前者の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは，原判決も詳細に説示するとおりである。控訴人らの上記主張も採用することができない。

(著 1 条，2 条 1 項 1 号，27 条，不競法 1 条，2 条 1 項 2 号)

重要度☆☆
(渡辺 弘司)

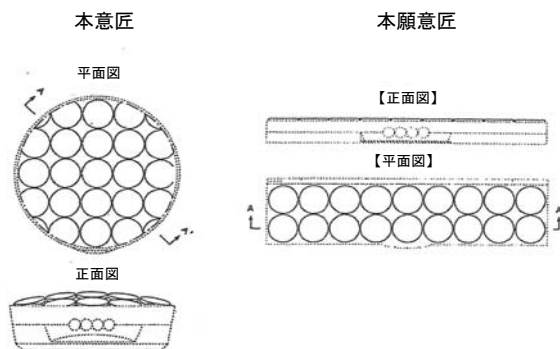
327 -6	部分意匠に係る関連意匠が本意匠と非類似とするとの審決について争われた事例	
-----------	--------------------------------------	--

1. 平 17 (行ケ) 10227 号 (知高 3)
2. 平 17. 4. 13 (棄却)
3. ポーラ化成工業 (株)
4. 特許庁長官
5. 意願 2001-7969 号，不服 2003-5705 号
6. 原告は，物品「コンパクト」について，下記の意匠を本意匠とする関連意匠の出願を行ったが，類似しないとされ，審決も，非類似の判断をした。

原告は，円盤状凸部の大きさ，円盤状凸部の単位面積当たりの数，円盤状凸部の表側と裏側のずれ巾についての共通性を看過し，且つ部分意匠における類似判断に誤りがあったとした。すなわち，両意匠は部分意匠であり，その類似判断は実線部分の形態の異同を中心的に観察・判断すべきであり，破線部分の形態の異同は重視すべきではないとし，その実線部分の差異点には，破線部分起因差異点と，実線部分固有差異点があり，前者は破線部分の形態の差異であるから，両者において軽重をつけて総合判断すべきである。審決の挙げたいくつかの差異点は，コンパクト全体の外形の差異にもとづく「破線部分起因差異点」であり，そのような差異点で，部分意匠の類似を決定することはできない。両意匠の類否を決定する「実線部分固有差異点」は，審決が挙げた差異点(3)の「前側中央と後側中央の円盤状凸部をそれぞれ 4 つ癒着して一体の変形凸部になっている」点と，差異点(4)の上蓋表裏の凸部集

合を「横方向のみずらした」か，「横方向と縦方向にずらした」かの 2 点のみであり，これに審決が看過した共通点をあわせ考えれば，本願意匠と本件本意匠は類似するとした。

これに対して，判決は，原告主張した共通点の看過を否定し，且つ，部分意匠の類似判断については，実線部分の形態は，部分意匠自体の形態であり，何に起因しているかは問題ではなく，破線起因部分を低く評価することはできないというべきで，そのような観点から審決の差異点を判断すると，それらは捨象すべきものではなく，審決の判断は誤りではないと判決した。



(意 10 条 1 項) 重要度☆☆
(加藤 恒久)

327 -7	古細菌の組換え熱安定性 DNA ポリメラーゼをコードする DNA について、公知配列と類似する天然に存在する DNA を含み、それらについては容易想到であるとして進歩性を否定した拒絶審決が支持された	進歩性、審査官との面接
	<p>1. 平 17 (行ケ) 10197 号 (知高 3)</p> <p>2. 平 17. 4. 13 (棄却)</p> <p>3. ニュー・イングランド・バイオレイブズ・インコーポレイテッド</p> <p>4. 特許庁長官</p> <p>5. 特願平 4-355752, 不服 2003-3895</p> <p>6. 本願発明は、古細菌由来の組換え熱安定性 DNA ポリメラーゼをコードする単離された DNA に係るものであり、公知配列(引用文献に記載されたサーモコッカス属古細菌 <u>T. litoralis</u> の菌株 NS-C の配列) 及びその変異体等はクレームから除外されている。しかし、これらの除外された配列と「極めて類似性の高い天然に存在する DNA」が依然としてクレームに包含されており、それらについては引用文献に記載された古細菌の配列情報に基づいて当業者が容易に想到し得たとして拒絶審決を受けた。</p> <p>原告は、本件訴訟において、1)本願優先日当時、当業者は <u>T. litoralis</u> の DNA ポリメラーゼと極めて類似性の高い DNA が天然に存在するという認識を有していなかった、2) 審決は、介在配列 IVS2 について、引用文献に具体的に記載されており、その除去による発現量の増加という本願発明の効果も格別のものではないと認定したが、引用文献には IVS2 は記載されていない、3)前置審査において審査官は面接時に原告が提出した資料を別の出願の面接記録に編綴し、審決は基礎と</p>	<p>すべき資料を看過してなされたため、手続上の瑕疵がある、と主張した。</p> <p>判決は、審決が本願発明に包含されると認定した DNA には、<u>T. litoralis</u> 以外の古細菌由来の類似の熱安定性 DNA ポリメラーゼをコードする DNA が包含される、さらに「組換え…DNA」は(組換えの文言のない)「…DNA」と同じか、少なくともそれを含む、と指摘したうえ、1)引用文献に記載された別の菌株 A3 はサーモコッカス属の古細菌である、2)引用文献記載の配列に IVS1 及び IVS2 が存在することは類似配列の取得に影響しないうえ、IVS1 及び IVS2 の位置を確認したりこれらを除去したりする必要もないとして、引用文献に基づいて進歩性を否定した審決を支持した。なお、公知配列そのものと同様にクレームから除外されている公知配列の「変異体」については、その範囲が不明であると本願発明の範囲自体が不特定となるとして、明細書(実施例)記載のもの及びそれに準じたものと解して判断している。</p> <p>また、3)については、出願人と審査官との面接は任意手続であるから、その面接において提出された書類が出願書類として正式に出願記録に綴じられるべきものであるということとはできない、とした。</p> <p style="text-align: right;">(特 29 条 2 項) 重要度☆ (前 直美)</p>
327 -8	原告が複数販売業者に発送した文書は虚偽と認められなかったが、被告が原告の取引先卸売業者 2 社程度にファックスした文書は、虚偽事実を告知したものであるとして、差止及び信用毀損による損害のみが認められた	不正競争行為、営業誹謗行為、虚偽の事実、口頭での告知・流布、虚偽の立証責任、差止の必要性、信用毀損による損害、信用回復措置、商品等表示の周知性、石鹸
	<p>1. 平 16 (ワ) 12713 号等 (大地 26 民)</p> <p>2. 平 17. 9. 26 (一部認容)</p> <p>3. ユメックスバイオテック(株)</p> <p>4. (株)ブレーンコスモス</p> <p>6. 事案の概要：本訴は、(1)原告の周知商品等表示について、被告が混同行為をしたとする差止及び損害賠償請求、(2)被告が営業誹謗行為をしているとする差止、信用回復措置及び損害賠償請求であり、反訴は、原告が営業誹謗行為をしているとする差止、信用回復措置請求である。</p> <p>主な争点：(1)本件標章は原告の周知商品等表示か(2)被告の営業誹謗行為の成否(3)原告文書の内容が虚偽か(4)被告の混同行為、営業誹謗行為があった場合の原告の損害。</p> <p>当裁判所の判断：(1)の争点について：本件の場合では、商標登録にもよらずに、日本全国における特定の営業表示の独占を認めることにつながるものであるから、その周知商品等表示は、独占を認めるだけの実績が必要である。石鹸は安価な消耗品であるところ、販売先が全国に散在しているにもかかわらず、約 1 年 8 ヶ月間に希望小売価格にして千数百万円相当で、一日平均の売上個数は 20 個以下、売上価格は 3 万円以下であったこと、一定期間においては原告商品、被告商品が混在状態であったこと等を理由に、上記実績はなく、原告商品に不競法 2 条 1 項 1 号所定の周知性を認めることはできない。(2)の争点について：被告が原告の取引先卸売業者 2 社程度にファックスした文書は、イウォンが本件特許権ないし通常実施権を保有し、韓国で唯一バイオセリシン石鹸を生産しており、被告以外の者が輸入販売する物は特許侵害品ないし何らかの知的財産権の侵害品であると理解されるものである。イウォンは、酵素によるバイオシリクセリシンペプチド水溶液及び粉末の製造方法の発明である本件特許の通常実施権者であるが、ハンビットコリアの使用している方法は、</p>	<p>同特許権の方法とは異なるものであるので、上記文書は虚偽の事実を告知するものといえることができる。原告は、バイオセリシン石鹸を輸入販売しているから、原告の取引先等の関係者がこれをみれば、原告商品がその特許侵害品ないし何らかの知的財産権の侵害品であると証明する内容であると理解するものと認められる。したがって、被告は、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したものであるべきである。(3)の争点について：告知された事実が「虚偽」であるか否かの立証責任は、当該行為が不正競争であると主張する側(本件では被告)にあると解される。韓国で販売されているイウォン商品及びこれを他の業者が輸入した物には、成分表示として冬虫夏草エキスの記載がないこと、インターネット上のイウォンのホームページに掲載されているイウォン商品についても、成分が表示されているのにその中に冬虫夏草エキスの記載がないこと、現在販売されている被告商品についての冬虫夏草エキス配合を否定しているわけではないこと等を理由に、被告が、「平成 16 年 7 月下旬に輸入したバイオセリシン化粧石鹸」について、冬虫夏草エキスが配合されていないという事実が虚偽であったとの立証があったとまではいえない。(4)の争点について：被告の行為により、原告が販売機会を喪失したとか、そのことによる損害が発生したとか、とは認められないものといえるべきである。前認定の被告の行為があれば、原告商品が特許権侵害品であるかのような誤解を招きかねないところであるから、これにより、原告は、卸先に説明・対応する必要がある程度の信用低下が発生したものと認められるとして、信用毀損による原告の損害を 30 万円と認める。</p> <p style="text-align: right;">(不競法 2 条 1 項 14 号、3 条、4 条、7 条、2 条 1 項 1 号)重要度☆ (鶴本 祥文)</p>